第百四十八条第二項中「をもつて」を「により又は財務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官の使用に係る電子計算機と税関職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により」に、「第百四十一条各項」を「第百四十一条第一項、第三項又は第四項」に、「添付し」を「添えて」に、「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第三項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第四項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

５　第二項の規定により電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検察官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第百二条の二第一項（電磁的記録提供命令）に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供されたものとみなす。

第百四十九条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

第八条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第八条の五第一項中「第八条第一項若しくは第二項」の下に「、第八条の二第一項」を加える。

別表第一第一八〇六・一〇号中「一九％」を「一七・七％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「一九・九％」を「一八・九％」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「二一・二％」を「二〇・一％」に改め、同表第二一〇六・一〇号中「五・八％」を「三・九％」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二一・二％」を「二〇・一％」に改め、同表第二七・一〇項を削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和八年三月三一日」を「令和九年三月三一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税定率法第十九条の二の改正規定及び第二条の規定（同条中関税法第九条の八第三項の改正規定、同法第百五条第一項の改正規定、同法第百八条の四から第百十二条の二までの改正規定、同法第百十三条の二の改正規定（「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める部分に限る。）、同法第百十四条の二の改正規定、同法第百十五条の二の改正規定（同条第七号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改め、同条第十六号を同条第十八号とし、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号中「（保税蔵置場についての規定の準用）」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に一号を加え、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第百十六条の改正規定（「及び第十六号」を「、第十一号及び第十八号」に改める部分を除く。）及び同法第百十七条第一項の改正規定（「第百十二条まで」を「第百十二条の二まで」に、「、第百十二条の二（用途外）」を「・用途外」に改める部分に限る。）並びに次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条の規定　令和八年六月一日

二　第二条中関税法第七条の五第二号の改正規定、同法第百十三条の二を同法第百十三条の三とする改正規定、同法第百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条第一項の改正規定（「第百十三条の二」の下に「（電磁的記録提供命令に違反する等の罪）、第百十三条の三」を加える部分に限る。）、同法第百二十一条から第百二十四条までの改正規定、同法第百二十六条の改正規定、同法第百二十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百二十九条から第百三十五条までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百三十六条の改正規定、同法第百三十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第百三十九条の改正規定、同法第百四十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百四十一条の改正規定、同法第百四十六条第一項の改正規定、同法第百四十八条の改正規定及び同法第百四十九条の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十条の規定　令和九年十月一日

三　第一条中関税定率法第四条の六（見出しを含む。）の改正規定　令和十年四月一日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定（前条第一号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現に指定保税地域（関税法第三十七条第一項に規定する指定保税地域をいう。次項及び第三項において同じ。）において貨物を管理する者は、第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第四十一条の二の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第一号施行日」という。）から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第四十一条の二に規定する規則を定め、税関長に届け出なければならない。

２　第二条の規定の施行の際現に指定保税地域において貨物を管理する者に係る新関税法第四十一条の三の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該指定保税地域において貨物を管理する者が新関税法第四十一条の二の規定による届出をする日のいずれか早い日以後の当該指定保税地域において貨物を管理する者の業務について適用する。

３　第二条の規定の施行の際現に指定保税地域において貨物を管理する者に係る新関税法第四十一条の四第一項の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該指定保税地域において貨物を管理する者が新関税法第四十一条の二の規定による届出をする日のいずれか早い日以後にした当該指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合にはその役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者の行為について適用し、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該指定保税地域において貨物を管理する者が新関税法第四十一条の二の規定による届出をする日のいずれか早い日前にした当該指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合にはその役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者の行為については、なお従前の例による。

４　新関税法第四十三条（第十一号に係る部分に限り、新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定は、第一号施行日以後にされる関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項の許可（以下この条において「保税蔵置場等の許可」という。）の申請について適用し、第一号施行日前にされた保税蔵置場等の許可の申請（以下この項、第六項及び第八項において「施行日前許可申請」という。）については、なお従前の例による。この場合において、施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可を受けたものは、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第四十三条第十一号（新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則を定めなければならない。

５　第二条の規定の施行の際現に保税蔵置場等の許可を受けている者は、第一号施行日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定めなければならない。